

基盤地図情報整備 －基盤地図情報・電子国土基本図の確実な更新－

1. 背景・目的

平成19年5月に成立した地理空間情報活用推進基本法では、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用推進することが極めて重要であるとされている。その中で基盤地図情報は、地理空間情報の高度活用及び都市再生に必要な正確な現況の把握を可能とするとともに、異なる地図を整合させる役割をもつ、高い位置精度で共通的に利用できる白地図として位置づけている。

国土地理院は国、地方公共団体、公益企業等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データをシームレスに集約し、都市再生事業の一環として実施してきた街区基本調査の成果として得られた街区基準点を用いて地図相互の整合性を確保させた位置の基準としての基盤地図情報を平成19年度から平成23年度にかけて整備し、順次提供するとともに、国土・地域の基本的な地理情報が含まれる電子国土基本図の整備を行ってきた。

本事業は基盤地図情報を常に最新の状況に維持し、電子国土基本図の確実な更新及び地理空間情報の高度活用及び都市再生や公共事業の円滑かつ効率的な実施に資することを目的とする。

2. 事業の概要

国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤として、地理空間情報の位置の基準及び電子国土基本図の骨格情報となる基盤地図情報を計画的かつ効率的に更新する。その際、国、地方公共団体等との連携の下、最新の公共測量成果及び工事図面等の地図データを活用するとともに、新しい法定図書が入手困難な場合は最新の測量技術を活用しながら実施する。

3. 平成24年度予算案額

国費 1,250百万円

4. 事業の効果

基盤地図情報・電子国土基本図の更新が適切に行われることにより、地理空間情報を高度に活用した社会が実現し、特に行政機関にとっては共通の白地図として活用することによりコスト削減、情報共有が容易になる。また、民間分野でも店舗・観光情報等のコンテンツ情報発信、要介護者等の移動支援、歩行者ナビゲーションなど地理空間情報を用いた新産業・サービスの創出・発展に役立つものと期待できる。

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

基本図情報部 管理課長 下山 泰志 029-864-4841

課長補佐 齋藤 勘一 029-864-4856

基盤地図情報・電子国土基本図の確実な更新

基盤地図情報は、精度の高い地図情報（地図情報の基準）であり、異なる地理空間情報の位置を整合することを目的に整備されている

- 平成19年度より平成23年度にかけて初期整備（一部更新）
- 各方面で白地図としても利用され、ダウンロードも多数なされている
- 国土・地域の基本的な地理情報である電子国土基本図の骨格情報として利用

【基盤地図情報の利用（例）】

統合型GISの
背景地図として利用



（WebGIS地域マップ）
大阪府門真市

電子入札システムにお
ける工事箇所情報の提供



（電子閲覧箇所図システム）（情報を上乗せた電子国土Web）
鹿児島県土木部 岩手県滝沢村

観光情報等を提供し、町
おこしの手段として利用



基盤地図情報サイトから
のダウンロード件数は
約300万件（H20～H22）



（ダウンロードサイト）

【更新の必要性】

- 地上の状況は刻々と変化。現状に合わなくなると地図作成の重複の投資、異なる地理空間情報で整合がとれない問題が再度顕在化。
- 共通白地図として利用されているが、情報が古くなるとその役割を果たすことが困難。
- その結果、現在進みつつある基盤地図情報を活用する各種取組に著しい支障を来す。

【更新手法】

もとの
基盤地図
情報

最新の法定図書による方法



新しい法定図書が入手困難な場合、最新の測量技術（正射写真）による更新



迅速な更新

最新の基盤地図情報



迅速な更新

最新の電子国土基本図



効果

- ◎異なる地理空間情報の相互の位置の整合性が確保される
- ◎地図情報の共有や重複整備の回避、各種施策等への活用などによる行政の効率化・高度化
- ◎民間分野における新産業・サービスの創出